

水産基盤整備事業 広域漁場整備事業（双葉南地区）

令和4年10月4日
福島県水産課

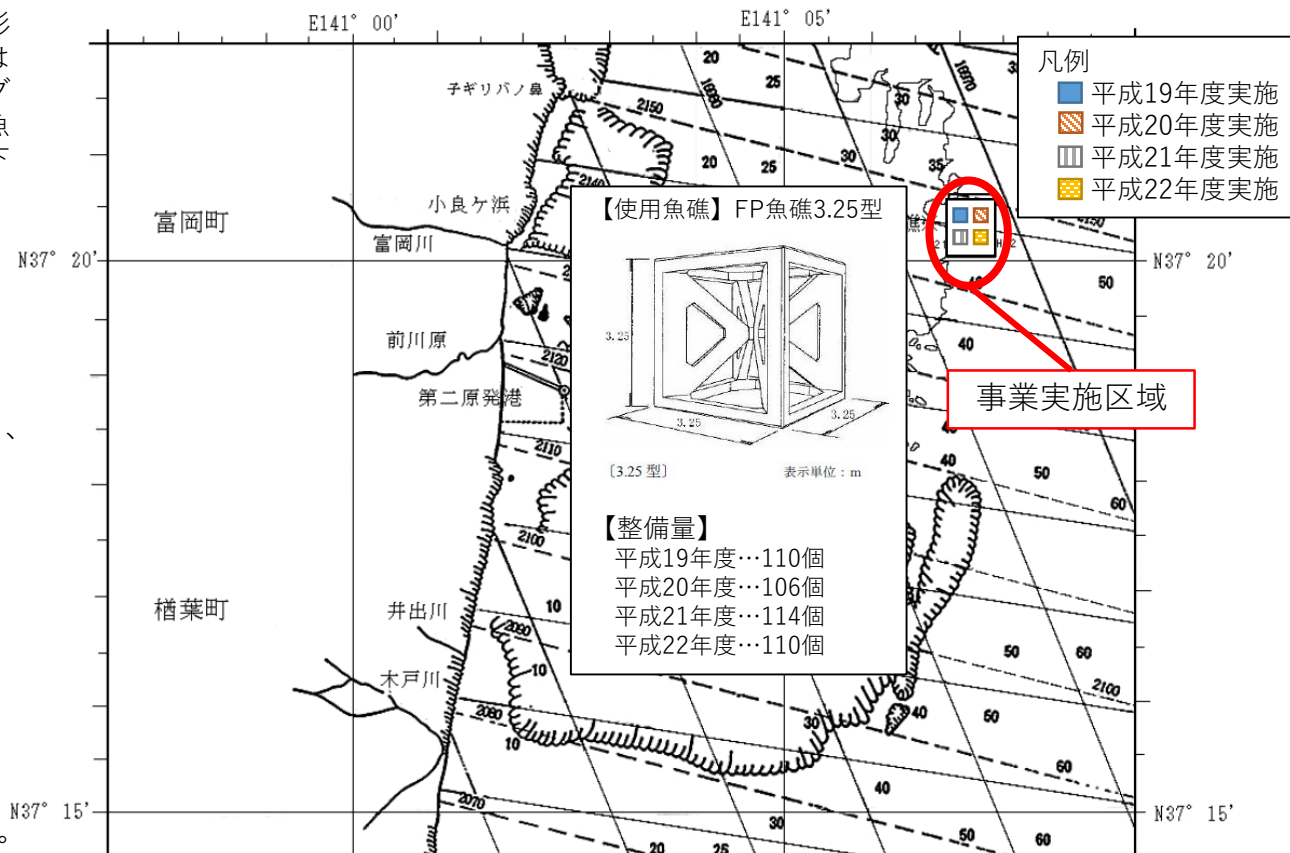
事業実施期間：平成19年度～
※東日本大震災の影響により平成23年度以降事業休止中

【整備の方針】

福島県沖は、黒潮及び親潮による潮境が形成され、生産性の高い漁場です。当海域には天然礁が点在していますが、コンクリートブロック等の耐久性構造物を海中に設置し、魚礁漁場を人工的に造成することにより、以下の効果が期待されます。

- 1) 天然礁の補完、漁場の拡大が図られます。
- 2) 過去に実施した大型魚礁設置事業の魚礁漁場と組み合わせ、計画的な操業ができ、利用率が高められます。
- 3) ヒラメ、カレイ類の底魚及びメバル類、アイナメ等の磯魚の保護育成、スズキ、ブリ類等の回遊魚の滞留期間の延長が図られます。
- 4) 漁業資源水準の向上により、漁業の経営基盤が安定し漁業就業者の確保が期待されます。
- 5) 今後、漁業就業者の高齢化が進むことが予想されるが、高齢漁業者が釣り漁業で魚礁を利用することで高齢者対策が図られます。
- 6) 漁場が拡大されることにより、従前の優良漁場への集中から新たな優良漁場への拡散、移行が期待されます。

以上のことにより、刺網、延縄、一本釣等の対象資源の維持拡大と、この資源等を利用した小型漁船漁業の生産拡大を図るものです。



注： 広域漁場整備事業（双葉南地区）の実施海域は、東京電力福島第一原子力発電所近傍の富岡町沖であり、その事故の影響から漁場利用の見通しが不透明であるため、今後の実施計画は未定です。したがって、過年度における事業実施分のみを記載しています。